

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第43号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせ、<u>又は災害を発生させる</u>おそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図るとともに、<u>市民の生活</u></p>

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料の堆積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

4 この条例において「土砂等の不適正な処理」とは、第7条の土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第5号の災害の発生のおそれを除く。）のある土砂埋立て等をいう。

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じ

の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全並びに生活の安全の確保の

なければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないよう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

ために必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全し、並びに生活の安全を確保するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないよう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) 特定事業が行われている間に
おいて、当該事業区域以外の地域へ
の当該特定事業に使用された土砂
等の流出又は崩落による災害の発
生を防止するために講ずる措置

(12) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）にあっては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造)

(13) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合（一時堆積事業にあっては、当該事業期間が1年を超える場合）は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時堆積事業にあっては、この限りでない。

(13) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）にあっては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造)

(14) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合（一時たい積事業にあっては、当該事業期間が1年を超える場合）は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時たい積事業にあっては、この限りでない。

(5)～(8) [略]

(5)～(8) [略]

(9) 特定事業が施工されている間に
おいて、事業区域以外の地域への当
該特定事業に使用された土砂等の
流出又は崩落による災害の発生を
防止するために、必要な措置が図ら
れること。

(10) 特定事業が完了した場合にお
いて、事業区域のうち土砂埋立て等
に係る事業区域の構造が、事業区域
以外の地域への当該土砂等の流出
又は崩落による災害の発生のおそ
れがないものとして規則で定める
構造上の基準に適合するものであ
ること。

(9)、(10) [略]

(11)、(12) [略]

2 第12条の規定による許可の申請
が、規則で定める法令等に基づく許
認可等を要する行為である場合であ
って、当該行為について、当該法令等
により土砂等の流出又は崩落による
災害の発生を防止するために必要な
措置が図られている場合は、前項第
9号及び第10号の規定は、適用しな
い。

2 第12条の規定による許可の申請
が、規則で定める法令等に基づく許
認可等を要する行為である場合であ

3 第12条の規定による許可の申請
が、規則で定める法令等に基づく許
認可等を要する行為である場合であ

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第9号の規定は、適用しない。

3 第12条の規定による許可の申請が、一時堆積事業に係るものである場合にあっては、第1項第9号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するために必要

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第11号の規定は、適用しない。

4 第12条の規定による許可の申請が、一時たい積事業に係るものである場合にあっては、第1項第10号及び第11号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生の防止又は市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため又は土

な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置をし、又は災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 [略] (許可の取消し等) 第30条 [略] 2 [略] 3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	3 [略] (許可の取消し等) 第30条 [略] 2 [略] 3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、 <u>又は特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため</u> 、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(保証金の預託) 第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和	(保証金の預託) 第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため <u>並びに事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止</u> 並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証

38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかつたことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全のために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をするための必要な措置が講じ

金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかつたことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合、又は災害を発生させるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全、又は災害の発生を防止するために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をし、又は災害の発生を防止す

られていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土壤安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域（当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、水質の汚濁、土壤

るための必要な措置が講じられないと認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土砂の崩落、飛散若しくは流出又は土壤安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障又は災害防止上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域（当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又

の汚染その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるとときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるとときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第2条第2項の特定事業をいい、同条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。）であって、現に当該事業を行っている者（当該事業の全部を譲り受け、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対するこの条例による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第15条、第24条、第28条、第30条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。